

「建設現場における建機等の動態管理ができる技術」に関する公募

1. 公募の目的

i-Construction 推進コンソーシアム技術開発・導入WGでは、最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携の促進等の取り組みを行っている。今後、民間企業等が有する優れた技術を活用するためには、国土交通省の現場において技術的な検証を実施し、技術の活用可能性について正確に把握する必要があるため、国土交通省では、下記、公募技術の現場試行に関する公募を実施する。

なお、本公募技術は、(2) 応募技術の試行条件等を兼ね備えている(株)小松製作所において現場試行することを予定しているが、上記以外の者で3. 応募資格等を満足し、公募技術による現場試行を希望する者の有無を確認するために実施するものである。

2. 公募技術

(1) 対象技術：建設現場における建機等の動態管理ができる技術

○WEB上で全車両の位置をほぼリアルタイムで俯瞰でき、各車両に搭載する端末で付近を走行する車両が確認できる。これにより、ダンプトラックでは、隘路における対向車両の有無の確認が可能となり、建機では、接近ダンプトラックの確認によるタイムリーな作業が可能となる。

(2) 応募技術の試行条件等

- 位置情報および方位情報が取得可能な端末であり、施工における作業内容が分析可能なデータを取得できるもの
- 搬送路をWEB上で設定でき、各端末の画面に表示できるほか、制限速度や一旦停止のアラート発報も可能であるもの
- 積込や荷おろしの地点を定義でき、かつ、地図上に表示できるほか、その位置を変更する際、建機側から各車両に通知することができるもの

- 1) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者(評価会議、事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 2) 応募技術を公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 3) 選定された応募技術について技術内容および試験結果データ等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 「3. 応募資格等」を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」及び「民間企業」であること。
- ・ 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間企業」であること。なお、行政機関（※1）、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等（以下「行政機関等」という）については、技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

※1：「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。
- 2) 応募する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者としてコンソーシアムのホームページ等で公表する。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料を参考に作成し、提出方法はE-mailとし、5MBを超える場合は、電子媒体（CD-R）または紙とし、郵送により提出するものとする。

(2) 提出（郵送）先

〒812-0013

国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術管理課 検査係宛

TEL：092-471-6331（代表）、092-476-3546（直通）、FAX：092-476-3465

E-mail：gikanka03@qsr.mlit.go.jp

5. 公募期間

期間は平成30年5月21日（月）～平成30年6月4日（月）（当日消印有効）

6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について別途通知する。

7. 技術の選定に関する事項

（1）選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

（2）選定の視点

応募資料に基づき、総合的に技術の選定を行う。

- 1) 現場実装への適用性があること。
- 2) 現場実装へ適用した場合の安全性に問題がないこと。
- 3) 現場実装へ適用した場合、一定の効果が期待可能なこと。

8. 応募結果の通知・公表について

（1）選定結果

応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知します。申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

（2）選定結果の公表

選定された技術は、コンソーシアムのホームページ等で公表する。

（3）選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 費用負担

応募資料の作成及び提出、ヒアリング、実証現場での計測、解析等の現場実証に要する費用は、応募者の負担とする。

10. その他

- (1) 応募資料は、技術の選定以外に無断使用は行わない。
- (2) 応募資料の返却は行わない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり、受け付ける。

- 1) 問い合わせ先及び資料提出先

〒812-0013

国土交通省 九州地方整備局 企画部 技術管理課 検査係宛

TEL : 092-471-6331 (代表)、092-476-3546 (直通)、FAX : 092-476-3465

E-mail : gikanka03@qsr.mlit.go.jp

- 2) 期間は平成30年5月21日(月)～平成30年6月4日(月)

(土・日・休日を除く平日の9:30～17:00までとする。ただし12:00～13:00は除く)

- 3) 問い合わせの受付方法はE-mail(様式自由)にて受け付ける。